

01春高指第1114号
令和2年2月25日

市内関係事業所
管理者様

春日市健康推進部高齢課長 武末竜久
(指定指導担当)

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する令和元年度に開催すべき介護・医療連携推進会議及び運営推進会議に係る特例措置について

このことについて、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第3条の37及び第34条に規定する「介護・医療連携推進会議」及び「運営推進会議」の実施について、令和元年度に開催すべき会議に限り、特例として下記の方法により実施することを可能とします。

下記の方法により開催する場合は、会議構成員の誤解を招くことがないように、対応について丁寧に御説明くださいますようお願いいたします。

なお、本通知の内容は、現時点でのものであり、今後、市中の感染の拡大等により本市が対応を変更する場合は、改めてお知らせします。

御不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

記

1 特例として認める実施方法

対面ではなく、文書による実施を可能とする。

2 留意事項

- (1) 文書にて実施する場合であっても、基準どおり、事業所の活動状況の報告（利用者の状況及び事故、ヒヤリハット並びに苦情の報告等）は必ず盛り込むこと。
- (2) 文書にて実施する場合であっても、基準どおり、会議の構成員から要望、助言を聴く機会を必ず設けること（例：文書にて報告を行うとともに、FAX等にて意見聴取を行う等）。
- (3) 文書にて実施する場合であって、外部評価を行う事業所は、会議構成員がその内容を理解しやすいよう文書の内容に配慮するとともに、適切に評価を受けることができるよう意見聴取に当たり丁寧に対応すること。
- (4) 文書にて実施する場合であって、評価結果の公表を行う事業所は、会議構成員がその内容を理解しやすいよう文書の内容に配慮すること。

(5) 本特例措置は、令和元年度に開催すべき介護・医療連携推進会議及び運営推進会議に限り適用するものであり、令和2年度以降の措置の実施については、改めて本市より案内する。

【問合せ先】

春日市健康推進部高齢課指定指導担当 木下・松尾・川添

T E L : 092-558-1363 (直通)

F A X : 092-584-3090